

許 可 証

東京都東村山市廻田町一丁目2番17号
千葉企業 株式会社
代表取締役 千葉 久典

令和 4 年 3 月 3 日 付 で 申 請 の あ っ た 一 般 廃 棄 物 処 理 業 に つ い
て は、東 久 留 米 市 廃 棄 物 の 処 理 及 び 再 利 用 に 関 す る 条 例 第 29 条 の
規 定 に よ り、下 記 の よ う に 許 可 す る。

令 和 4 年 4 月 1 日

東 久 留 米 市 長 富 田 竜 馬



記

- | | |
|--------------------|--|
| 1. 収集、運搬、処分の別 | 収集及び運搬 |
| 2. 区 域 | 東久留米市内 |
| 3. 一 般 廃 棄 物 の 種 類 | 紙屑、厨芥ごみ、草木屑、繊維屑 |
| 4. 期 限 | 令 和 6 年 3 月 3 1 日 |
| 5. 条 件 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び東久留米市廃棄物の処理及び再利用に関する条例並びに関係法令等を遵守すること。 |